

事業原簿（ファクトシート）

作成日：平成27年4月1日作成
更新時期：平成28年2月 現在

制度・施策名称	1. 経済産業 1-3 イノベーション			
事業名称	平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業	PJコード：P13015		
推進部	イノベーション推進部			
事業概要	<p>研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を実用化・事業化に着実かつ効果的に結実させるため、概ね3～5年以内に実用化が見込まれる技術開発を支援する。実施に当たっては、実用化開発を行う研究開発型ベンチャー企業等から広くテーマを公募し、イノベーションの強化に資する優れた提案に対し助成する。</p>			
事業の位置づけ・必要性について	<p>我が国経済を再生させていくためには、新たな事業・雇用創出等の核となることが期待をされる研究開発型ベンチャー企業等による技術開発成果の実用化を推進していくことが重要である。</p> <p>「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）では、経済の成長力の底上げ等のため、成長戦略の実行の加速化と強化に取り組むこととし、その一環として、研究開発型ベンチャー企業等の技術の実用化支援を実施することとされている。</p> <p>実用化開発は、事業化に至る前の非常にリスクの高いフェーズであり、多くの研究開発型ベンチャー企業等が研究開発資金の調達を含め困難に直面する。そのため、本事業は、研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を活用した実用化開発を支援することにより、リスクを低減させ、研究開発成果を迅速に実用化・事業化に結びつけ、新規事業・雇用の創出等を促進することを目的として実施する。</p>			
事業の目標	<p>NEDO第3期中長期計画において、本事業に関して、以下の目標を掲げている。</p> <p>○事業終了後、3年経過後の時点での実用化達成率を30%以上とする。</p> <p>○また、機構外部の専門家、有識者を活用した事後評価において、技術的成果、実用化見通し等を評価項目とし、60%以上が「順調」との評価を得るとともに、同評価により得られた知見を基に、技術経営力強化に関する助言業務の視点も踏まえ、事業実施者に対してアドバイスを行う。</p> <p>※順調：事後評価において、技術評価と事業化評価ともに、S（4点）～D（0）点の5段階評価のうち、B（2点）以上のもの。</p>			
事業規模	事業期間：平成25年度（補正）～平成26年度			
	契約等種別：助成（助成率：2/3以内）			
	勘定区分：一般勘定 [単位：百万円]			
	～H26年度 （実績）	HQ年度 （実績）	HQ年度 （予定）	合計
予算額	9,650			9,650

	執行額	8,162			8,162
情勢変化への対応	なし				
評価に関する事項	評価時期及び方法（外部評価又は内部評価、レビュー方法、評価類型） ・毎年度評価：26年度、内部評価				
事業成果について	・事業の趣旨に合致した127の案件を採択、交付決定。 ・うち、研究開発事業を終了した124件について、技術評価と事業化評価の両面からピアレビューによる個別の事後評価を行ったところ、77.4%（＝順調：96件／終了案件：124件）が「順調」との評価を得た。				

[添付資料]

- ・平成26年度実施方針

平成 26 年度 事業評価書

平成 28 年 2 月 25 日作成

制度・施策名称	1. 経済産業 1-3 イノベーション	
事業名称	平成 25 年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業	PJコード: P13015
推進部	イノベーション推進部	
総合評価	<p>平成 26 年度は、研究開発型ベンチャー等の有する優れた先端技術や有望な未利用技術を着実かつ効果的に実用化・事業化に結実させるため、概ね 3～5 年以内に実用化が見込まれる技術開発 124 件に対する予算支援を行った結果、「順調率」については 77.4% となり、目標として設定した 60% を超えた。</p> <p>これにより、助成事業終了時点においては、政策目標である「経済の成長力の底上げ等のため、成長戦略の実行の加速化と強化に取りくむこととし、その一環として、研究開発型ベンチャー企業等の技術の実用化支援を実施すること」に貢献できたと考える。</p>	
評価詳細	<p>1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）</p> <p>我が国経済を再生させていくためには、新たな事業・雇用創出等の核となることが期待されている研究開発型ベンチャー企業等による技術開発成果の実用化を推進していくことが重要である。</p> <p>「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）では、経済の成長力の底上げ等のため、成長戦略の実行の加速化と強化に取り組むこととし、その一環として、研究開発型ベンチャー企業等の技術の実用化支援を実施することとされている。</p> <p>実用化開発は、事業化に至る前の非常にリスクの高いフェーズであり、多くの研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を活用した実用化開発を支援することにより、リスクを低減させ、研究開発成果を迅速に実用化・事業化に結びつけ、新規事業・雇用の創出等を促進することを目的として実施した。</p> <p>本事業は、平成 25 年度補正予算に基づき、予算成立直後から 26 年度にかけて実施したものであり、事業実施の時期においても事業制定時の必要性が保たれていた。</p> <p>2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）</p> <p>以下の事項について適正な計画と実施の管理を行い、効率的に事業を運営した。</p> <p>（1）事業計画</p> <p>新たな事業・雇用創出等の核となることが期待される研究開発型ベンチャー企業等による技術開発成果の実用化支援を、約 1 年間の期間で効率よく実施した。下記のとおり、公募開始前の事前周知や全国での公募説明会開催等、積極的に優良案件の発掘に取組み、効率的な事業実施につなげた。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 25 年 12 月 13 日公募の事前周知（公募予告）</p> <p style="margin-left: 80px;">1 月 15 日～3 月 3 日公募期間（48 日間）</p> <p style="margin-left: 80px;">1 月下旬～2 月中旬公募説明会 （全国 10 か所、20 回開催）</p> <p style="margin-left: 80px;">3 月中旬～5 月中旬採択審査</p>	

5 月末事業開始
平成 27 年 2 月 28 日事業終了

(2) 実施体制

本事業は、N E D O が科学技術基本計画に示された重点化指針等に対応した以下の分野の技術課題について、中小企業等からの公募によって実施者を選定し、助成金の交付を行った。

<対象分野>

ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術（ものづくり）、社会基盤、フロンティア

① 助成金交付先の採択審査

以下の審査を行うに当たり、外部審査委員を入れて、公平性・透明性・適性を担保した。

■ 一次書面審査（ピアレビュー等）

申請事業者毎に別添の審査基準に基づき、技術評価及び事業化評価に関する事項について、1 件あたり原則 8 名（技術評価 4 名、事業化評価 4 名）の事前書面審査委員による審査を行った。また、金融機関等との連携、採用予定先（取引先）等との連携、過去における N E D O 事業の適切な履行実績、申請者の財務状況等を N E D O において直接申請者（経営者）と面談の上確認し、採択候補としての妥当性の判断を行った。

上記の結果を踏まえ、審査合計点の上位案件から順に予算上限までを採択候補とした、また、補欠を選定し、採択候補に係る申請者の辞退、交付決定額の調整等の状況に応じて、審査点の高い順に予算の範囲内において追加採択を行うこととした。

■ 二次審査

一次審査の結果を踏まえ、採択候補案件、補欠案件について、外部審査委員による審査を行い、了承を得た。

② 助成事業の執行管理

経済産業省及び助成事業者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的及び目標に照らして運営管理を実施した。具体的には、経理指導、資産確認などと併せて研究現場を訪問し、研究の現場レベルでの進捗把握と課題認識、並びに資産管理状況等の把握に努めた。これらの管理により、各テーマのリアルタイムでの進捗と課題の把握を行い、約 1 年間の比較的短期の実施期間において効率的に事業が進捗するように努めた。

③ 個別テーマに対する評価の実施

平成 27 年 3 月～5 月にかけて、本事業の全終了事業 124 件について、技術評価及び事業化評価の 2 つの観点から、1 事業あたり 3～4 名のピアレビューを実施した。これにより、各テーマの事業進捗状況について適正な評価を行った。

(3) 費用対効果

① 新規市場規模

前述 (2) ③ のピアレビューで、全終了事業 124 件のうち 8

6件（69.4%）が、「助成事業終了3年後において新規市場規模が助成金額を超えると見込まれる」との評価を受けた。

○助成金額の10倍以上の新規市場が見込まれる（S）：16件
 ○助成金額の3倍以上の新規市場が見込まれる（A）：70件
 ○助成金額と同程度の新規市場が見込まれる（B）：35件
 ○新規市場規模は助成金額と同程度以下である（C）：3件
 ○新規市場規模が不明確である（D）：0件

② 税収見込み

国費（研究開発費）の投入に対する税収を試算したところ、助成期間終了5年後までに、投入額とほぼ同額が税収として国庫に戻る見込みである。

○本事業の執行額：約81.6億円

○法人所得課税：6,971億円（注1）×約3.73%（注2）
 ×32.11%（注3）＝約83.5億円

・注1：本事業における研究開発事業を終了した124社が助成期間終了時に記載した助成事業終了時から5年間の累積売上げ見込み額

・注2：財務省「法人企業統計」より、製造業（助成事業者の多くが属する資本金5千万円以上10億円未満）における税引き前当期純利益を売上高で除したもの

・注3：財務省HPより、平成27年度以降の法人実効税率（2015年3月現在）

③ 雇用見込み

助成期間終了後5年間の雇用について試算したところ、新規雇用あるいは他部門からの配置転換を含めて、助成事業関連の部門で、全社平均して1社当たり毎年2名の雇用を創出する見込みである。

○雇用の創出：6,971億円（注1）×約3.73%（注2）
 ÷2,000万円（注4）÷124社÷5年
 ＝約2名／年

・注4：一人雇用するために必要となる費用。有識者、企業ヒアリングから設定。

以上から、本事業の実施によって、今後、適切な効果を得ると考える。

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

個別テーマに対する事後評価により（表1）、技術評価と事業化評価の両面において、全体平均が「順調率」の指標となる“2点”をクリアしていることから、一定の目標を達成し社会・経済への貢献度が得られたと考える。

表1 平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業終了事業評価結果(全124件)

評価項目	技術評価				事業化評価			
	3点以上～ 4点以下	2点以上～ 3点未満	1点以上～ 2点未満	0点以上～ 1点未満	3点以上～ 4点以下	2点以上～ 3点未満	1点以上～ 2点未満	0点以上～ 1点未満
評価点の 分布 (件数)	8	89	27	0	12	105	7	0
平均評価点	2.3				2.5			
順調率	77.4%							

※順調率:技術評価点、事業化評価点ともに2点以上の件数の割合

96件/124件×100=77.4%

(1) 研究開発成果の有効性 (技術評価)

表1に示す事後評価のうち技術評価については、助成期間中の成果及び助成期間後の計画について評価しており、全事業の平均評価点は2.3点と順調率の指標である2点を超えるとともに、技術評価点が2点以上の件数の割合が78%を超えていることから、研究開発成果の有効性は高いと考える。

<評価項目>

以下の観点について、ピアレビューによる5段階評価を行った。

① 【実績】助成事業期間中の達成目標に対する実績

申請時に設定した本事業期間中の研究開発目標がどの程度達成されているか。

S(4点):実施計画以上に研究開発を実施しており、当初目標も完全に達成されている。

A(3点):実施計画はほぼ順調に進められており、当初目標は達成されている。

B(2点):当初目標の未達が一部認められるが、実用化までに挽回可能なレベルの成果が挙げられている。

C(1点):実施されなかった項目が多く、目標に到達していない項目も多い。

D(0点):計画どおりに技術開発が実施されておらず、目標に対する成果も不十分である。

② 【実績】助成事業期間中の目標達成に向けた技術課題の認識、研究開発の手法の妥当性

助成事業期間中に達成するとした目標に対する技術課題を適切に認識しており、目標達成のための研究開発の手法が合理的であるか。

S(4点):目標に対する技術課題について具体的かつ適切に認識しており、技術課題克服のために用いた研究開発の手法にも根拠が示されており、対処も適切である。

A(3点):目標に対する技術課題について具体的かつ適切に認識しており、技術課題克服のために用いた研究開発の手法が妥当である。

B(2点):目標に対する技術課題について適切に認識しており、技術課題克服のために用いた研究開発の手法が妥当である。

C(1点):目標に対する技術課題について認識がなされているが、技術課題克服のために用いた研究開発の手法が

適切ではない。

D（0点）：目標に対する技術課題が正しく認識されておらず、技術課題克服のために用いた研究開発の手法も適切ではない。

③ 【実績】費用対効果

技術開発の実施内容と要した費用（助成金の使用額）が適切であり、費用対効果（助成金額と得られる事業化効果など）が高く、助成規模に応じて効果（社会的必要性など）が十分に期待できるか。

S（4点）：技術開発内容に対して助成金額は妥当であり、助成金額に比べて相当高く想定されており、社会的必要性も高い。

A（3点）：技術開発内容に対して助成金額は妥当であり、事業終了後3年後における年間売上は、助成金額に比べて高く想定されており、社会的必要性がある。

B（2点）：技術開発内容に対して助成金額は妥当であり、事業終了後3年後における年間売上は、助成金額程度が想定されており、社会的必要性がある。

C（1点）：技術開発内容に対して助成金額は妥当でない部分があり、事業終了3年後における年間売上は助成金額に満たないが、社会的必要性がある。

D（0点）：技術開発内容に対して助成金額は妥当ではない部分があり、事業終了3年後における年間売上は想定されず、社会的必要性も少ない。

④ 【今後の取組】助成事業期間終了後の研究開発の課題認識及び解決手段の妥当性

本事業の期間終了後、最終目標を達成するために残された技術的な課題を適切に認識しており、これに対する解決手段が具体的であるか。

S（4点）：残された技術課題について具体的かつ適切に認識しており、各技術課題克服のために用いる研究開発の手法にも根拠が示されており、対処も適切である。

A（3点）：残された技術課題について具体的かつ適切に認識しており、各技術課題克服のために用いる研究開発の手法が妥当である。

B（2点）：残された技術課題について適切に認識しており、技術課題克服のために用いる研究開発の手法が妥当である。

C（1点）：残された技術課題について認識がなされているが、技術課題克服のために用いる研究開発の手法が適切ではない。

D（0点）：残された技術課題について正しく認識されておらず、技術課題克服のために用いる研究開発の手法も適切ではない。

⑤ 【今後の取組】助成事業期間終了後の研究開発計画の妥当性

事業期間後に残された技術的課題が予定期間内に解決される可能性が高いか。

S（4点）：予定期間内に、技術的課題が解決できる。

A（3点）：予定期間内に、技術的課題が解決される可能性が高い。

- B (2点): 予定期間内に、技術的課題が解決される可能性はある。
- C (1点): 予定期間内に、技術的課題が解決される可能性は小さい。
- D (0点): 予定期間内に、技術的課題の解決ができるか判断不能、もしくは困難である。

(2) 実用化・事業化に対する有効性 (事業化評価)

表1に示す事後評価のうち事業化評価については、対象市場の存在・競合優位性及び助成期間後の計画について評価しており、全事業の平均評価点は2.5点と順調率の指標である2点を超えるとともに、事業化評価点が2点以上の件数の割合が94%を超えていることから、事業化成果の有効性は高いと考える。

<評価項目>

以下の観点について、ピアレビューによる5段階評価を行った。

①【実績】新規市場創出効果

当該研究成果を広汎な製品・サービスに利用できる可能性が高く、新規産業の開拓等に貢献するものであるか。

- S (4点): 事業終了3年後において想定された新規市場規模は信頼でき、助成金額の10倍以上の新規市場が見込まれている。
- A (3点): 事業終了3年後において想定された新規市場規模は信頼でき、助成金額の3倍以上の新規市場が見込まれている。
- B (2点): 事業終了3年後において想定された新規市場規模は信頼でき、助成金額と同程度の新規市場が見込まれている。
- C (1点): 事業終了3年後において想定された新規市場規模は助成金額と同程度以下である。
- D (0点): 事業終了3年後において想定される新規市場規模が不明確である。

②【実績】市場ニーズの把握

市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた事業化計画の設定がなされているか。

- S (4点): 具体的なユーザーを対象としたニーズを明確に把握しており、それに適合した開発目標の設定がなされている。
- A (3点): 具体的なユーザーを対象としたニーズを把握しており、それに適合した開発目標の設定がなされている。
- B (2点): ユーザーのニーズについて把握しており、それに適合した開発目標の設定になっている。
- C (1点): ユーザーのニーズについて把握しているが、それに適合した開発目標にはなっていない。
- D (0点): ユーザーのニーズが把握できていない。

③【今後の取組】開発製品・サービスの優位性

市場ニーズを踏まえて開発した製品・サービスが、競合製品と比較して優位(性能、価格、特許等)であるか。将来の市場において相当の占有率が期待できるか。

- S (4点): 競合・代替製品が存在せず、価格支配力を有する。
- A (3点): 競合・代替製品に対し、性能、価格面で高い優位性がある。
- B (2点): 競合・代替製品に対し、性能、価格面で優位性がある。
- C (1点): 競合・代替製品に対して、性能、価格面で同等程度となりうるものの、明確な優位性は認められない。
- D (0点): 競合・代替製品と比較して、性能、価格等で明確に劣る。

④【今後の取組】事業化体制

事業化をするために適切な体制となっているか。ユーザー・関係先との連携を含め、製品製造・販売手段の確保など適切な事業化体制となっているか。

- S (4点): 製品製造・販売手段が確保され、ユーザー・関係先との連携を含めた事業化体制が適切なものとなっている。
- A (3点): 製品製造・販売手段の見通しが立っており、ある程度ユーザー・関係先との連携を含めた事業化体制ができています。
- B (2点): 製品製造の見通しが立っているものの、販売手段が明らかになっていない部分があり、事業化体制が十分ではない。
- C (1点): 製品製造に課題が残り、販売手段も見通しが立っていない。
- D (0点): 製品製造、販売手段とともに見通しが得られていない。

⑤【今後の取組】事業化計画の信頼性

事業期間終了後3年以内の実用化に向けて、投資計画や予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策を含め、具体的かつ確かな事業化計画となっているか。

- S (4点): 事業終了後の事業化計画は具体性が高く、事業期間終了後3年以内で実用化の可能性が極めて高いと期待できる優れた計画である。
- A (3点): 事業終了後の事業化計画は具体性が高く、事業期間終了後3年以内での実用化の可能性が高いと期待できる妥当な計画である。
- B (2点): 事業終了後の事業化計画は具体性があり、事業期間終了後3年以内での実用化の可能性はある。
- C (1点): 事業終了後の事業化計画は具体性が乏しく、大幅な見直しが必要である。
- D (0点): 事業終了後の事業化計画に具体性がない。

(3) 総合的観点からの有効性

全テーマの順調率は、77.4%であり、中期計画で目標として設定した「60%」を超えたことから、本事業は優れた目標達成度を実現したと考える。

本事業は事業終了後3年経過後時点の実用化率30%を目標としている。今後は、これまでに実施した900件を超える支援実績を活かし、技術や事業に関する専門家派遣による課題解決支援、展示会・ビジネスマッチング開催等による事業化支援、金融機関と連携(金融

	マッチング)等により、引き続き支援し、実用化目標の達成や売上の増加を目指す。
	4. その他の観点

別添：審査基準

(平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業公募要領から関係個所抜粋)

(1) 技術評価

項目	審査基準
① 基となる技術開発の有無	提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。 また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
② 技術の新規性及び目標設定レベルの程度	新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
③ 特許・ノウハウの優位性	申請者(企業)が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
④ 目標、課題、解決手段の明確性	本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
⑤ 費用対効果	研究計画に要する費用(助成金の使用計画)が適切であり、費用対効果(助成金額と得られる事業化効果など)が高く、助成規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。
⑥ 研究計画の妥当性	予定期間内に、計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

(2) 事業化評価

項目	審査基準
① 新規市場創出効果	当該開発成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。市場規模を判断材料とし、その際に助成金額(全期間)を考慮。
② 市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
③ 開発製品・サービスの優位性	市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
④ 事業化体制	技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
⑤ 事業化計画の信頼性	事業期間終了後概ね3～5年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。

(3)その他の評価事項

項目	審査基準
① 事業者の新規性	公募締切日において設立10年以内の企業であること。
② 金融機関等との連携	事業化に向けてベンチャーキャピタルや金融機関等との連携がされていること。
③ 採用予定先(取引先)等との連携	事業化に向けて開発された技術の採用予定先(取引先)等との連携がされていること。
④ 過去にNEDO等が実施した事業との関連	NEDO等が実施した技術開発事業の成果を活用したものであり、当該助成事業の実施により、その成果の実用化が加速すると認められること。
⑤ 地域経済活性化への貢献	地域資源を活用し技術開発が実施されることにより、地域経済の活性化への貢献が特に見込まれること。